

## かながわエコドライブ推進協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

**第1条** 環境に配慮した運転であるエコドライブの推進を図るため、「かながわエコドライブ推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) エコドライブ推進事業の連携
- (2) エコドライブの普及啓発
- (3) その他グリーン配送などエコドライブの推進に必要な事項

(組織)

**第3条** 協議会は、別表1に掲げる構成員で構成する。

- 2 協議会に、座長を置く。
- 3 座長は、協議会を運営する。
- 4 座長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室脱炭素ライフスタイル担当課長とする。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する職員がその職務を行う。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会において必要があると認めるときは、その会議に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(オブザーバー)

**第5条** 協議会の会議には、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

- 2 オブザーバーは、その会議において意見を述べることができる。

(会議の公開)

**第6条** 協議会の会議は公開とする。

(担当者連絡会の設置)

**第7条** 協議会に担当者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は、エコドライブ推進事業について具体的な企画・調整、情報交換、そのほか必要事項を行う。
- 3 連絡会は、各構成員団体で連絡が図れる実務担当者で構成する。

(事務局)

**第8条** 協議会及び連絡会の庶務は、事務局が行う。

- 2 事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室に設置する。

(公印)

**第9条** 協議会で使用する公印は、別表2のとおりとする。

- 2 前項で定める公印の管理は事務局が行うものとする。

(座長への委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

神奈川県地球温暖化防止活動推進センター別表1（第3条関係）

区分	構成員名	備考	
運送事業者	一般社団法人神奈川県トラック協会		
荷主企業関連	一般社団法人神奈川県経営者協会		
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会		
エコドライブの専門機関	MS & ADインターリスク総研株式会社		
	独立行政法人環境再生保全機構		
	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団		
	一般社団法人日本自動車連盟神奈川支部		
	株式会社物流産業新聞社		
自動車教習専門機関	一般社団法人神奈川県指定自動車教習所協会		
自動車ディーラー・メーカー	神奈川県自動車販売店協会		
	いすゞ自動車首都圏株式会社		
	神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社		
	UDトラックス株式会社		
	南関東日野自動車株式会社		
運行管理機器関係	株式会社テレコム		
その他の推進機関	ベバスト サーモアンドコンフォート ジャパン株式会社		
	神奈川県地球温暖化防止活動推進センター		
行政機関	国	関東運輸局交通政策部	
		横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課	
	市	川崎市環境局環境対策部地域環境共創課	
		相模原市環境経済局環境保全課	
		神奈川県警察本部交通部交通規制課	
	県	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課	
		産業労働局中小企業部商業流通課	
		県土整備局都市部交通企画課	
		環境農政局脱炭素戦略本部室	

別表2（第9条関係）

公印の種類	寸法	印影
かながわエコドライブ推進協議会之印	方 21ミリメートル	